

2026年1月19日

## 各 位

会 社 名 イ ノ バ セ ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役 Co-CEO ノビック・コーリン  
代表取締役 Co-CEO シーガー・ジェイソン  
(コード番号 : 504A 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役 CFO 細 野 恭 史  
(TEL. 03-6555-4437)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年1月19日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 8,400,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2026年2月4日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2026年2月23日 (月曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2026年2月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。  
なお、本募集株式発行に係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定である。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年2月12日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2026年2月13日 (金曜日) から  
2026年2月18日 (水曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し用論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 株式受渡期日 2026年2月24日（火曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 725,300 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都港区六本木一丁目6番1号  
MEDIPAL Innovation 投資事業有限責任組合 277,780 株  
London W8 6LP, UNITED KINGDOM  
Thomas Marsoner 256,000 株  
東京都中央区日本橋兜町8-1 FinGATE  
Terrace 4階  
Fiducia GrowthTech 投資事業有限責任組合 113,300 株  
東京都港区高輪3丁目12-17 プラウド高輪  
三丁目403号室  
G F ファンド有限責任事業組合 78,000 株  
東京都港区  
ノビック・コーリン 110 株  
東京都品川区  
シーガー・ジェイソン 110 株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。  
なお、本株式売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定である。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,368,700 株（上限）  
売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年2月12日（発行価格等決定日）に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号  
野村證券株式会社 1,368,700 株（上限）
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しだである。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 1,368,700 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2026年3月24日（火曜日）
- (4) 払込期日 2026年3月25日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2026年2月12日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

## 5. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村證券株式会社に対し、引受株式数のうち、当社が指定する販売先（親引け先）に株式の販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	販売目的
アルフレッサ株式会社	取得金額3億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
りそなアセットマネジメント株式会社が運用を行うファンド	取得金額2億円を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
Happiness Capital が運用を行うファンド	取得金額1百万米ドルを上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	取得金額1億円を上限として要請を行う予定であります。	当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	8,400,000 株
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し 725,300 株 オーバーアロットメントによる売出し 1,368,700 株 (※)

(2) 需要の申告期間 2026年2月5日（木曜日）から  
2026年2月10日（火曜日）まで

(3) 価格決定日 2026年2月12日（木曜日）  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2026年2月13日（金曜日）から  
2026年2月18日（水曜日）まで

(5) 払込期日 2026年2月23日（月曜日）

(6) 株式受渡期日 2026年2月24日（火曜日）

(注) 上記(1)に記載の募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部は野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しが、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しがあります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主であるノビック・コーリン及びシーガー・ジェイソン（以下、「貸株人」と総称する。）から借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年1月19日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,368,700株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2026年2月24日から2026年3月19日までの間、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバートル」）を行なう場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバートルにより取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバートル期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバートルを全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバートルを終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	33,335,702 株
公募による増加株式数	8,400,000 株
第三者割当増資による増加株式数	1,368,700 株 (最大)
増加後の発行済株式総数	43,104,402 株 (最大)

## 3. 増資資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 9,964,000 千円 (\*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 1,633,201 千円 (\*) と合わせた手取概算額合計上限 11,597,201 千円を、研究開発資金、ローン返済資金及び運転資金等に充当する予定であります。具体的には以下のとおりとなります。

### ① 研究開発資金 : 6,932,000 千円

進行中である ICEF15 第Ⅲ相国際共同治験等に 2,267,000 千円（2026 年度に 1,483,000 千円、2027 年度に 784,000 千円）、腹圧性尿失禁を対象とした ICES13 の第Ⅲ相臨床試験等に 1,934,000 千円（2026 年度に 287,000 千円、2027 年度に 1,647,000 千円）、漏出性便失禁を対象とした ICEF16 の第 I / II 相臨床試験やその他の非臨床試験等に 756,000 千円（2026 年度に 347,000 千円、2027 年度に 409,000 千円）を充当する予定であります。また、子会社の CPC（細胞培養加工施設）運営費等（研究開発活動に関連する人件費やメンテナンス費用などを含む）に 1,975,000 千円（2026 年度に 888,000 千円、2027 年度に 1,087,000 千円）を充当する予定であります。

### ② ローン返済資金 : 3,000,000 千円

欧州投資銀行（EIB）からの借入金の前倒し返済を行うために、3,000,000 千円を充当する予定であります。

### ③ 運転資金等 : 1,665,201 千円

運転資金として、人件費に 949,000 千円（2026 年度に 370,000 千円、2027 年度に 579,000 千円）、商業化準備費用に 334,000 千円（2026 年度に 185,000 千円、2027 年度に 149,000 千円）、設備投資（臨床試験機器、研究機器等）に 287,000 千円（2026 年度に 109,000 千円、2027 年度に 178,000 千円）、その他諸経費に 95,201 千円（2026 年度に 50,000 千円、2027 年度に 45,201 千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

\* 有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,290 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社グループは株主への還元を重要政策の一つと認識しており、具体的な還元方法として大きく分けて株価向上と配当の2種類があると考えております。

当社グループ事業が現在開発中の製品の上市へ向けた先行投資段階にあることに鑑み、当面は先行投資による製品開発の推進に注力することで企業価値及び株価の向上を図る方針です。配当については、製品開発のための先行投資に備えた内部留保の充実を優先しながら検討・決定する方針です。

##### (2) 内部留保資金の使途

主として、製品開発のための先行投資に充当する方針です。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的な増加策

現在開発中の製品の上市へ向けた先行投資段階にあることに鑑み、当面は先行投資による製品開発の推進に注力することで企業価値及び株価の向上を図り、以て株主還元の増加に取り組む方針ですが、現時点においては具体的な内容について決定しておりません。

##### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純損失 (△)	△20.64円	△19.45円	△28.89円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	一円 (一円)	一円 (一円)	一円 (一円)
実績配当性向	-%	-%	-%
自己資本当期純利益率	-%	-%	-%
純資産配当率	-%	-%	-%

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるノビック・コーリン並びにシーガー・ジェイソン、売出人である Thomas Marsoner、Fiducia GrowthTech 投資事業有限責任組合及びG F ファンド有限責任事業組合並びに当社株主である Peppermint Grove Limited、Insanna Stiftung、シーズ・インベストメント有限責任事業組合、マークシュタイナー・ライナー、坂野敦、Glymur Biotech Ventures LP、山田敏治、志村晶、Innovacell ファンド投資事業有限責任組合、株式会社アイロムグループ、S B I 4&5 投資事業有限責任組合、Arcus Genseki Fund、株式会社 ID ファーマ、襟川恵子、シーズ・インベストメント2号有限責任事業組合、フーリー・アンドリュー・ローレンス、Masthead 2DL 2C LLC Roth 401K、リー・ヤオ、S B I 4&5 投資事業有限責任組合2号、三喜不動産株式会社、株式会社コーネーテクモキャピタル、町田篤彦、土佐機工株式会社、Minato Investors III LLC 及びSuavida 合同会社は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年8月22日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し、上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年8月22日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、譲渡制限付き株式報酬にかかる発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2026年1月19日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者（James Roland Weisser、アルフレッサ株式会社、Arcus Genseki Fund、ハウディ1号投資事業有限責任組合、株式会社エイトオプティク、ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合、S B I 4 & 5 投資事業有限責任組合、S B I 4 & 5 投資事業有限責任組合2号、あすかイノベーション投資事業有限責任組合、Happact I-41 Limited、Fiducia GrowthTech 投資事業有限責任組合、その他95名）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。